

伊賀市の文化財 141

国登録有形文化財（建造物）
伊賀鉄道

上野市駅舎（上野丸之内）
桑町跨線橋（上野桑町）
小田第二暗渠（小田）
小田拱橋（小田）

伊賀鉄道の前身である伊賀軌道は、JR関西本線「伊賀上野駅」と近鉄「伊賀神戸駅」を結ぶ16.6kmの鉄道です。大正5（1916）年に「伊賀上野駅」から「上野町駅」の路線が開業しました。大正11（1922）年には全線が開通し、大正15（1926）年に電化されました。上野市駅舎は、大正6（1917）年に建設された木造3階建の駅舎です。洋風の腰折れ屋根（緩い屋根面から急なこう配に折り曲げている屋根の形）を十字の方向に重ね、2階には縦長の窓を並べた特徴的な外観が見られます。外壁は、モルタル塗で腰回りは煉瓦を積んだ上に人造石を貼り付けた質実なつくりとなっています。

桑町跨線橋は、橋長13・4mの煉瓦造のアーチ橋で大正11（1922）年に造られました。アーチは煉瓦を4枚積み重ねて単線の鉄道に架かっています。欄干は、十字形の開口を設け、アーチとの区切りには煉瓦を斜めに並べ

た帯状の突起が見られるなど手の込んだデザインが特徴的です。

小田第二暗渠は、長さ8m、幅と高さが1.8mで、大正5（1916）年に造られました。石積みで橋脚に軌道を支える桁石として厚さ約一尺（30.3cm）角の花崗岩を並べた構造を持っています。

小田拱橋は、煉瓦造で下部の延長8・9m、幅約3mで、大正5（1916）年に造られました。下部は6段の切石積で、アーチは煉瓦を4枚積み重ねています。アーチ頂部には花崗岩が要石状にはめ込まれています。地元では「マンボ」の愛称でも親しまれています。

上野市駅舎をはじめ、伊賀鉄道関連の諸施設は、伊賀の近代化を象徴する遺産であり、上野市駅舎は市街地のランドマークとして、また、橋や暗渠は、生活を支える道路として市民に親しまれており、国土の歴史景観に寄与しているものと認められ令和3（2021）年2月24日に国の文化財に登録されました。



文化財課
☎ 22・96678 FAX 22・96667

ちから
スポーツの力
～する・みる・ささえる～

パラスポーツの紹介

パラスポーツは、広く障がい者スポーツを表す言葉で、すでにあるスポーツを基にルールを工夫し考案されたスポーツのことです。

昨年開催された東京2020パラリンピック競技大会では、「車椅子バスケットボール」をはじめ22種目ものパラスポーツ競技が行われました。

その中でも特に注目を集めた競技は、日本チームが銅メダルを獲得したポッチャです。ポッチャは6人制で、氷上のチェスと言われるカーリングに似た競技であり、ジャックボールと呼ばれる目標のボールにより近くボールを投げたチームが勝者



となります。投げ方は自由で、足で蹴ったり器具を使って投げたりすることができ、障がいの有無に関係なく誰でも参加しやすいことが魅力です。



市では、伊賀市レクリエーション協会と伊賀市スポーツ推進委員がパラスポーツの普及のため、ポッチャ教室を開催しています。

初めてポッチャを体験した人々からは、「ルールがシンプルでわかりやすく、また参加したい」との声が多く聞かれます。

ポッチャをはじめ誰でも気軽に楽しめるパラスポーツに皆さんも挑戦してみませんか。

【問い合わせ】 スポーツ振興課
☎ 22-9635 FAX 22-9694
✉ sports@city.iga.lg.jp



明日に向かって ～差別をなくしていくために～

人権について考えるコラムです。

くらしを支える税と人権 —財務部課税課—

子どもたちが税金について学ぶ機会として、小学校や中学校の社会科の授業があります。納税は、国民の三大義務のひとつとして皆さんも学んだ記憶があると思いますが、税金は種類が多く用語も難しいことから「言葉を覚えるだけで大変だった」という人も多いのではないのでしょうか。

知識として覚えることはもちろんのこと、「なぜ税金が必要なのか」「なぜ税金を納めないといけないのか」「税金はどのように使われているのか」など、常に社会に関心をもって、自分もその中で暮らす一人として主体的に考える人が増えてほしいと、私たち税に携わる者は考えています。

そのために、全国各地で公民が連携して、子どもたちに税金について知ってもらうために租税教室を開催しています。市でも上野税務署などと連携して学校の出前授業に市職員を派遣しています。

私は、これらの取り組みは、人権の学習とよく似

ていると思います。

なぜなら、人権学習も学習して終わりではなく、いろいろな人との交流を通じて人権感覚を培いながら、「なぜ差別が起きるのか」「自分に何ができるか」など、人権問題に関心を持って、自分事として考え行動できる人を増やすためにしているからです。

憲法第11条に、すべての基本的人権の享有がうたわれており、第25条では、国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利が保障されていますが、税金もその生活を支える仕組みのひとつと考えると、税金と人権はどちらも私たちの暮らしにとってかけがえのないものであると言えるのではないのでしょうか。

これからも、市民の皆さんに税金や人権、また、市の施策に関心を持ってもらう取り組みを進めていきます。

■ご意見などは人権政策課 ☎ 22-9683 FAX 22-9641 ✉ jinken-danjo@city.iga.lg.jp へ

IGAMONO セレクション No.27

【問い合わせ】 商工労働課 ☎ 22-9669 FAX 22-9695



バージョン 夏用忍者衣装伊賀 version 4点セット

伊賀流忍者店オリジナルの忍者衣装で、文献などに記されている忍び装束を現代風にアレンジし、夏場でも着用しやすいように袖なしに仕上げています。色落ちがないよう、また耐久性を考慮し、ポリエステル素材を使用しています。肌寒い季節には、長袖Tシャツと合わせての着用がおすすめです。



伊賀流忍者店 福永 真司さん

忍者衣装、忍具、Tシャツなど、オリジナル商品を中心とした忍者グッズの販売をしています。小売だけでなく、各地観光施設売店などを中心に卸売りも行っています。日本国内はもちろんのこと、海外への販売実績もあり、CMや映画、テレビなど数多くのメディア関係の人にもご利用いただいています。

